

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三十九号

埼玉県の区域において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による参議院埼玉県選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

なお、令和元年八月二十八日から参議院埼玉県選出議員補欠選挙の期日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和元年八月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治